

指定ごみ袋制度の見直しについて

1 背景

<削減目標(燃やせるごみ)>宇部市一般廃棄物処理基本計画(後期計画)

現状:51,369t(H30年度) ⇒ 目標:35,200t(R3年度):31%の削減が必要!

<これまでの家庭系可燃ごみ(収集可燃ごみ)原単位の推移>

○平成12～15年度:分別見直し等による減少(622g(11年度)⇒481g(15年度)(23%削減))

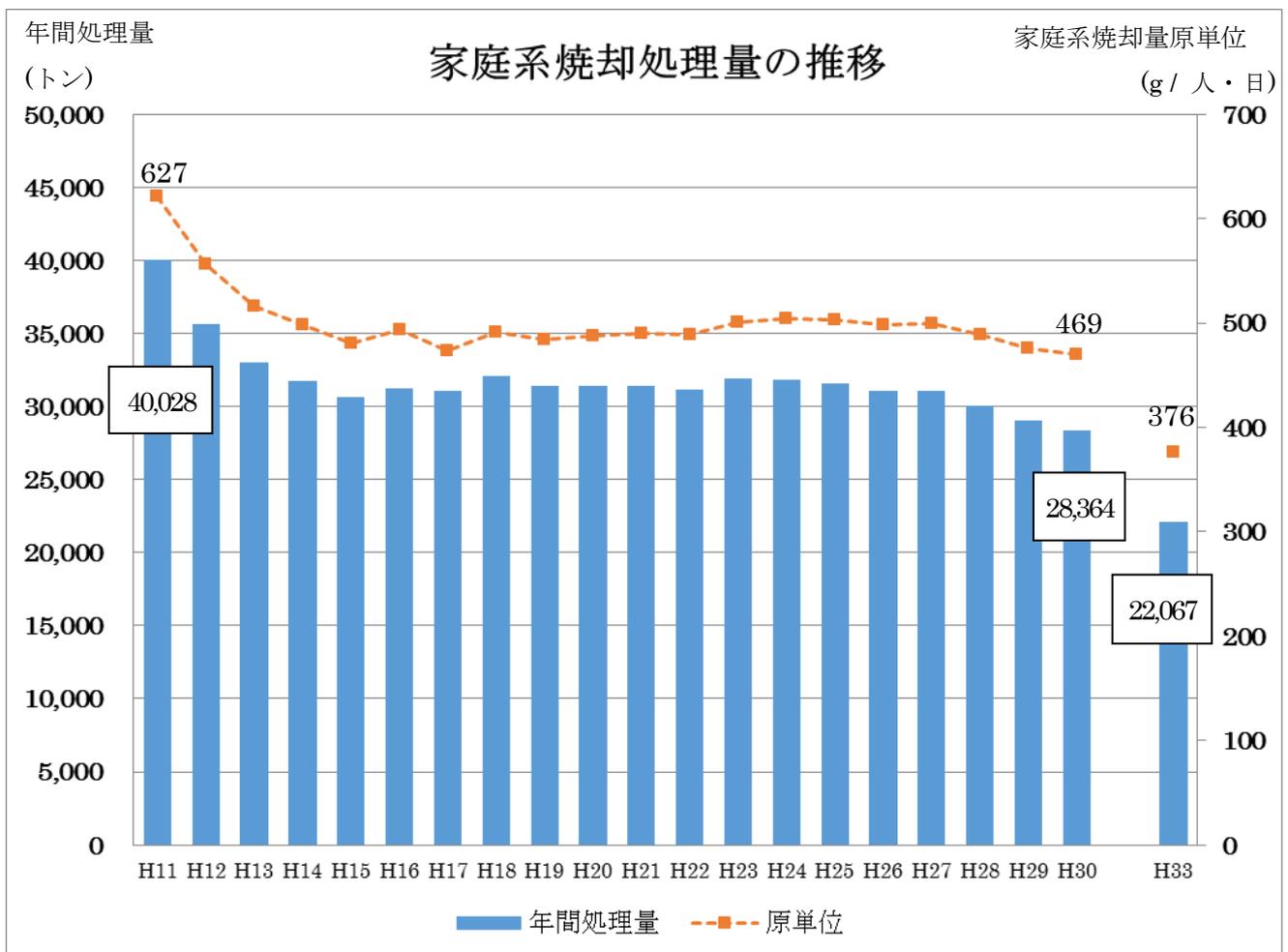
平成12年10月からそれまでの資源ごみ、不燃ごみ、古紙の分別に加え、プラスチック製容器包装ごみ・紙製容器包装ごみの分別を開始し、平成14年11月から、週3回の燃やせるごみに、透明及び半透明の指定袋を導入し分別の促進による可燃ごみの減量化を図った結果、市民の皆様の御協力により、収集可燃ごみ原単位は、平成11年度と比較して平成15年度末には、141g削減されました。

○平成16～30年度:停滞傾向(493g ⇒ 469g(5%減少))

平成16年度以降は、収集可燃ごみは、原単位ベースで増加傾向を示しましたが、近年は少ないながらも減少傾向にあります。しかし、指定ごみ袋導入以降行ってきた啓発活動を中心とした取組だけでは、今後も大きく可燃ごみを減量することは困難な状況と思われます。

⇒ さらなるごみ排出量削減のため、指定袋制度の見直しを検討する必要がある

○家庭系可燃ごみ排出量の推移



2 指定袋制度の見直し

<現在の指定袋の方式と問題点>

現行の指定袋は、市が規格を定めそれにあつた業者の製品を認定し、自由価格で販売されるいわゆる「認定制」を採用しています。従つて、現在の袋の販売料金は袋自体の価格であり、この中にごみの処理費用は含まれていません。

しかし、ほとんどの市民の皆様は、指定袋制度への移行に伴い、市にある程度の収入が発生していると思われている状況にあります。

<制度見直しの基本的な考え方>

この度の指定袋の制度見直しは、今まで税金だけで賄われていたごみ処理費用の一部を市民負担していただく仕組みへ変更するといったものです。

指定袋の販売料金にごみ処理費用の一部を含めることで、ごみを出す量に応じた費用を負担していただく仕組みへの変更を検討します。

3 指定袋制度見直しの効果(例)

- ・ごみの排出に係る費用負担を軽減しようとする意識が働き、排出量の抑制とリサイクルの促進が期待できる。
- ・排出量に応じて費用負担が発生することで、負担の公平性が図れる。
- ・排出量の抑制により、焼却施設の補修規模や将来の更新時の施設規模が小さく抑えられる。また最終処分場の延命化を図ることも可能となる。

4 一般廃棄物処理基本計画における位置付け

本市におけるごみ処理事業の最上位計画である「一般廃棄物処理基本計画」において、「ごみ処理有料化の検討」について位置付けています。

指定ごみ袋制度の見直しの検討

ごみ処理経費の公表によりごみ処理に要する費用の理解を得るとともに、ごみ排出量の動向を注視しつつ、排出者負担の原則を前提とした家庭ごみの処理有料化制度の導入について検討します。

5 環境省の方針

家庭ごみ手数料徴収制については、平成 17 年 5 月に環境省が改正した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、地方公共団体の役割として、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るよう明確化しています。

さらに、これを受け、環境省は、平成 19 年 6 月に市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際に参考とするための、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成しました。

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」 平成 17 年 5 月改正

地方公共団体の役割

「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を図るため、一般廃棄物処理の推進を図るべきである

6 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理体系

本市では、平成7年度からリサイクルプラザが稼働し、不燃ごみ、資源ごみの分別を実施していましたが、平成12年度から容器包装ごみの分別を新たに加え、家庭から排出される「家庭ごみ」の9分別を開始しました。また、粗大ごみについては、有料で直接搬入あるいは戸別に収集を行い処理しています。また、平成31年4月からは、一般廃棄物の収集運搬許可を家庭系にも範囲を拡大しており、家庭系一時多量ごみの収集運搬を行っています。

事業所から排出される「事業系ごみ（一般廃棄物）」は、排出事業者が直接あるいは収集運搬を許可業者に依頼し、有料でごみ処理施設に搬入しています。

(2) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標と達成状況

○排出抑制の数値目標

種類別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	33年度 目標
総排出量	66,238 t	66,372 t	64,585 t	62,758 t	60,908 t	
計画目標値	—	65,310 t	60,703 t	58,310 t	55,986 t	49,001 t
1人1日当 たり排出量	1,062 g	1,070 g	1,050 g	1,029 g	1,008 g	
計画目標値	—	(1,056 g)	(998 g)	(967 g)	(936 g)	840 g

(3) ごみ処理経費の状況（減価償却費を除く）

(円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
収集運搬部門 (直営)	594,814,144	499,393,426	457,598,839	441,852,499	420,619,445
収集運搬部門 (委託)	57,690,556	129,438,000	209,375,172	241,148,944	245,529,996
中間処理部門 (焼却)	842,691,541	935,937,933	951,890,329	908,349,600	862,471,690
中間処理部門 (リサイクルプラザ)	223,598,893	242,219,829	294,429,621	291,725,940	279,808,169
最終処分部門	32,454,759	33,188,055	34,844,612	34,106,892	36,387,077
計	1,751,249,893	1,840,177,243	1,948,138,573	1,917,183,875	1,844,816,377
人口(10/1時点)	172,184	170,845	169,491	168,460	167,139
市民1人当たり	10,171	10,771	11,494	11,381	11,038

7 県内市町の状況

○県内市町における1人1日当たり排出量排出量及び有料化の状況

(H29年度実績)

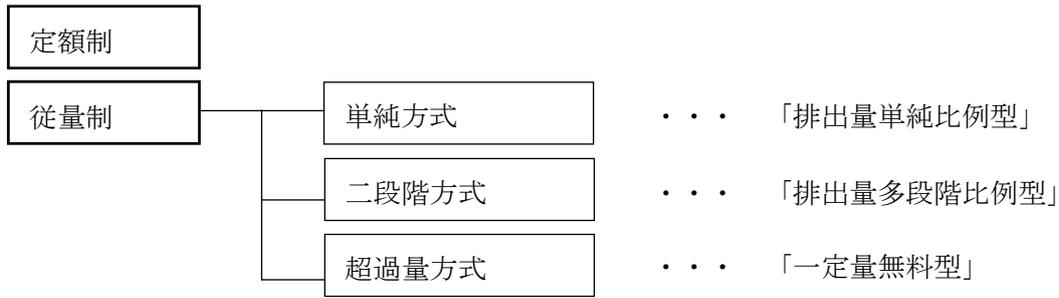
No.	市町名	収集ごみ 1人1日当 り排出量(g)	人 口	有料化の 有無	指定 袋の 有無	指定袋金額 (1枚当たり)		
						大	中	小
1	宇部市	574 ④	167,139	×	○			
2	下関市	579 ⑤	264,220	○(単純)	○	30円 45L	20円 30L	12円 18L
3	山口市	552 ②	193,202	○(単純)	○	18円 45L	12円 30L	8円 20L
4	萩市	683 ⑪	48,232	○(超過)	○	50円 45L	30円 25L	
5	防府市	526 ①	116,848	○(単純)	○	13円 45L	12円 28L	9円 17L
6	下松市	659 ⑨	57,215	×	○	10円 45L	8円 30L	6円 15L
7	岩国市	569 ③	137,044	○(単純)	○	30円 45L	25円 30L	15円 20L
8	光市	679 ⑩	51,906	×	○	10円 45L	8円 30L	6円 15L
9	長門市	805 ⑬	35,074	×	○	18.9円 45L	12.4円 20L	10.4円 10L
10	柳井市	653 ⑧	32,573	○(単純)	○	30円 45L	20円 35L	10円 20L
11	美祢市	633 ⑦	25,252	○(単純)	○	25円 50L	15円 30L	10円 20L
12	周南市	625 ⑥	145,454	×	○	10円 45L	8円 30L	6円 15L
13	山陽小野田市	698 ⑫	63,664	○(単純)	○	袋代 +5円 45L	袋代 +4円 35L	袋代 +2円 15L
14	周防大島町	604	16,561	×	○	20.5円 80×65cm		15.5円 60×40cm
15	和木町	549	6,499	○(単純)	○	30円 45L	15円 25L	10円 15L
16	上関町	703	2,880	○(単純)	○	28円 45L	22円 30L	18円 20L
17	田布施町	635	15,511	○(単純)	○	20円 45L	15円 35L	10円 20L
18	平生町	710	12,194	○(単純)	○	20円 45L	15円 35L	10円 20L
19	阿武町	644	3,426	○(単純)	○	51円 45L	31円 25L	

8 全国市区町村の有料化実施状況

(平成30年10月現在)

	総 数	有料化実施	実施率
全国	1,741	1,108	63.6%
山口県	19	13	68.4%

9 料金体系



	料金体系の仕組み	利点	欠点
① 排出量 単純 比例型	排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。(均一従量制)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が単純でわかりやすい。 ・排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
② 排出量 多段階 比例型	排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を越えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
③ 一定量 無料型	排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を越えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 ・排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

(出所：環境省 「一般廃棄物処理有料化の手引き」)

10 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法には、「指定袋による徴収」と「シールによる徴収」があり、いずれも指定袋やシールの製造原価、販売費等の原価に、処理手数料を加えた料金を販売金額とし、市民は手数料を指定袋もしくはシールを購入することにより納付する仕組みです。また、両制度の併用制もあります。

	指定ごみ袋	シール	併用
製造原価	高い 在庫時に嵩張るため保管料も高額となる	安い 指定ごみ袋に比べ保管しやすい	高い
収集時の特徴	指定ごみ袋の使用の確認が容易であり、収集作業の効率がよい	収集時のシールの貼付の確認作業が煩雑となり、収集作業の効率が悪い	指定袋とシールを貼付された袋の2種類があり、確認作業が煩雑となり、収集効率が悪い。
課題	伐採した木の枝などの、袋に入れにくいごみの排出方法が懸念される	はがれたり、はがされたりすることが懸念される	2つの制度が併用されることによる事務処理が煩雑なる。
採用自治体数	531	22	35

11 指定袋の素材について

○指定ごみ袋にバイオプラスチックを使用しているまたは使用予定の主な自治体

自治体名	袋の素材	袋の値段（1枚当たり）	備考
京都市 1,411,116人	原料の一部（10％）にさとうきび等の非可食部を使用	可燃ごみ用：45L 45円 30L 30円 20L 20円 10L 10円 5L 5円	平成30年度から開始
新潟県上越市 191,831人	原料の一部（16～18％）に非食米を使用	可燃ごみ用：45L 49.5円 20L 22円 10L 11円	平成20年度から開始
新潟県南魚沼市 56,303人	原料の一部（10％）に非食米を使用	可燃ごみ用：45L 32円 20L 23円 10L 16円	令和元年10月から開始予定
北九州市 951,575人	原料の一部（10％程度）にさとうきび等の非可食部を使用	可燃ごみ用：45L 50円 30L 33円 20L 22円	令和2年度から開始予定

12 ごみ処理施設の更新について

○更新の検討

- ・更新 令和 16 年度予定
- ・可燃ごみの削減により、施設更新規模を縮小し、一般廃棄物処理基本計画改定年度である令和 3 年度に削減状況を見極めて処理規模を想定

○スケジュール

- ・令和 2 年度 現施設の基幹的設備改良工事開始
- ・令和 5 年度 現施設の基幹的設備改良工事完了
- ・令和 6 年度～令和 15 年度 延命化により現施設の継続使用
- ・令和 16 年度 新施設供用開始

○ごみ減量（指定袋ごみ制度変更による施設更新規模縮小効果（H30 年度ベース）

- ・指定ごみ袋制度見直しによる減量効果を△20%とする
⇒排出抑制後の年間処理量：42,459 t（53,074 t × 0.8）
- ・施設整備規模の算定
⇒施設規模（t/日）＝年間日平均処理量（t/日）÷実稼働率÷調整稼働率
⇒116（≒42,459 t/年÷365 日）÷0.7672÷0.96
⇒158 t/日
⇒△40 t/日（158 t/日－198 t/日）
- ・規模縮小によるイニシャルコスト削減効果
⇒△40 t/日×1 億円/t
⇒△40 億円